

計画策定の趣旨等について

1 策定の趣旨

障害者総合支援法及び児童福祉法において、市町村は、（国の）基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。

この規定に基づき、本市において今後必要となる障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、令和2年度までを計画期間とする現行計画を引き継ぎ、令和3年度から令和5年度まで3年間の**成果目標**、障害福祉サービス等の**必要見込量（活動指標）**及び**その確保策**などを定める、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定しようとするものです。

- ① 成果目標・・・取組の結果として目指すべき到達点。また、目標に到達したかをはかる数値。
- ② 必要見込量（活動指標）・・・成果目標を達成するために必要なサービスの提供量。
また、それらを提供できたかをはかる数値。
- ③ 必要見込量の確保策・・・（量・質ともに）必要なサービスを提供するための方策。

2 策定に当たっての視点

国や府の指針に加え、現行計画からの引継ぎ項目、審議会等での意見聴取結果、吹田市障がい者計画（※）、その他本市の関連計画の内容も踏まえ、以下の（１）～（４）の視点から検討し、計画を策定します。

※ 今回策定する計画の上位計画。障がい児者施策の基本理念や方向性を示したもの。

- （１）国や府の指針において示される成果目標を、吹田市としてどのように達成するか。
- （２）国や府の指針に基づいて算出したサービスの必要見込量を、吹田市としてどのように確保するか。
- （３）吹田市の特性や実態を踏まえ、国や府の指針に示されたもの以外で、市独自の成果目標とするものはないか。また、その目標をどのように達成するか。
- （４）市独自の成果目標を達成するため、サービスの必要見込量やその他活動指標をどのぐらい見込むのか。必要見込量をどのように達成するか。

3 策定のスケジュール（本分科会関連のみ）

（１）第1回（8月18日）

- 計画策定についての諮問
- 現行計画（第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画）に沿った実績評価

（２）第2回（11月11日）

- 計画素案の提示・審議
- 障がい者の当事者及び障がい児の保護者を対象としたアンケート調査の結果概要報告

（３）第3回（令和3年1月中旬～下旬頃）

- 計画案の提示・審議
- 計画策定についての答申

4 策定に当たっての意見聴取方法

アンケート調査、当事者団体等からの意見聴取、パブリックコメント、審議会（本分科会）